加高地第9206号

令和３年４月５日

各指定介護予防支援事業者　様

各指定居宅介護支援事業者　様

各指定介護予防・生活支援サービス事業者　様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業に係る単価等の改正について（通知）

平素より、加古川市の福祉行政、とりわけ介護保険制度の円滑な実施について、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

　さて、令和３年度介護報酬改定を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価や基準等が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。

つきましては、下記の市ホームページにより、改正内容の確認をしていただきますようお願いいたします。

この改正に伴い、総合事業における単位数サービスコード表及び単位数表マスタも変更しますので、市ホームページよりご確認いただき、単位数表マスタにつきましては各事業所においてダウンロードしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１　市ホームページの掲載場所

改正内容について

　　 トップページ ＞ 事業者の方へ ＞ 介護・福祉 ＞ 介護予防・日常生活支援総合事業 ＞

1 通知・説明会等資料

単位数サービスコード表及び単位数表マスタについて

**※単位数表マスタについては、現在、準備中です。令和３年４月中旬に公開します。**

　　 トップページ ＞ 事業者の方へ ＞ 介護・福祉 ＞ 介護予防・日常生活支援総合事業 ＞

3 サービスコード表・単位数表マスタ

■　基本報酬の引き上げについて（※ 詳細は、各サービスコード表を参照ください。）

○ 介護予防型訪問サービス（従前相当サービス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 事業対象者、要支援1・2（週１回程度） | 1,172単位/月 | 1,176単位/月 |
| 事業対象者、要支援1・2（週2回程度） | 2,342単位/月 | 2,349単位/月 |
| 要支援2（週2回を超える場合） | 3,715単位/月 | 3,727単位/月 |
| 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）  ※1月に4回まで | 267単位/回数 | 268単位/回数 |
| 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）  ※1月に8回まで | 271単位/回数 | 272単位/回数 |
| 要支援2（週2回を超える場合）  ※1月に12回まで | 286単位/回数 | 287単位/回数 |

○ ターミナル支援型訪問サービス（従前相当サービス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 要支援2（1月に12回を超える場合） | 3,715単位/月 | 3,727単位/月 |
| 事業対象者、要支援1・2（1月4回まで） | 267単位/回数 | 268単位/回数 |
| 事業対象者、要支援1・2（1月8回まで） | 271単位/回数 | 272単位/回数 |
| 要支援2（1月12回まで） | 286単位/回数 | 287単位/回数 |

○ 生活援助型訪問サービス（緩和した基準によるサービス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 事業対象者、要支援1・2（週１回程度） | 954単位/月 | 957単位/月 |
| 事業対象者、要支援1・2（週2回程度） | 1,906単位/月 | 1,912単位/月 |
| 要支援2（週2回を超える場合） | 3,024単位/月 | 3,033単位/月 |
| 事業対象者、要支援1・2（週1回程度）  ※1月に4回まで | 217単位/回数 | 218単位/回数 |
| 事業対象者、要支援1・2（週2回程度）  ※1月に8回まで | 220単位/回数 | 221単位/回数 |
| 要支援2（週2回を超える場合）  ※1月に12回まで | 233単位/回数 | 234単位/回数 |

○ 介護予防型通所サービス（従前相当サービス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 事業対象者、要支援1  ※月4回を越える場合 | 1,655単位/月 | 1,672単位/月 |
| 要支援2　※月8回を超える場合 | 3,393単位/月 | 3,428単位/月 |
| 事業対象者、要支援1  ※1月に4回まで | 380単位/回数 | 384単位/回数 |
| 要支援2  ※1月に8回まで | 391単位/回数 | 395単位/回数 |

○ トレーニング型通所サービス（緩和した基準によるサービス）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 事業対象者、要支援1  ※月4回を越える場合 | 1,395単位/月 | 1,409単位/月 |
| 要支援2　※月8回を超える場合 | 2,860単位/月 | 2,890単位/月 |
| 事業対象者、要支援1  ※1月に4回まで | 320単位/回数 | 324単位/回数 |
| 要支援2  ※1月に8回まで | 330単位/回数 | 333単位/回数 |

○ 介護予防ケアマネジメント費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 介護予防ケアマネジメント | 431単位/月 | 438単位/月 |

■　加　算について（新規）（※ 詳細は、サービスコード表を参照ください。）

○ 共通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 新型コロナウイルス感染症への対応 | － | 所定単位数×1/1,000 |

※ 令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症対応に係る特例的な評価として、

　基本報酬に0.1％の上乗せを行う。

○ 介護予防型通所サービス（主なもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） | 備考 |
| － | 栄養アセスメント加算50単位/月 | 新設 |
| 栄養改善加算 150単位/月 | 栄養改善加算 200単位/月 | 単位数変更 |
| 口腔機能向上加算 150単位/月 | 口腔機能向上加算（Ⅰ）150単位/月  口腔機能向上加算（Ⅱ）160単位/月 | 現行  新設 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ  ①72単位/月　②144単位/月  サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ  ①48単位/月　②96単位/月  サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  ①24単位/月　②48単位/月 | サービス提供体制強化加算（Ⅰ）  ①88単位/月　②176単位/月  サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  ①72単位/月　②144単位/月  サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  ①24単位/月　②48単位/月 | 新設  現行（Ⅰ）イ  現行（Ⅰ）ロ  現行（Ⅱ） |
| 生活機能向上連携加算200単位/月 | 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位/月  生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位/月 | 新設  現行 |
| 栄養スクリーニング加算5単位/回数 | 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回数  口腔・栄養スクリーニング加算〈Ⅱ〉 5単位/回数 | 新設  新設 |
| － | 科学的介護推進体制加算 40単位/月 | 新設 |

○ ケアマネジメントサービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 現行（～Ｒ3.3.31） | 改正後（Ｒ3.4.1～） |
| 委託連携加算 | － | 300単位/月 |

２　契約書・重要事項説明書・運営規程の変更について

　令和３年４月１日からの報酬改定において、基本報酬等が変更になることから、契約書や運営規程、重要事項説明書について変更をお願いします。

３ その他

改正内容は、厚生労働省が示している内容【令和３年３月15日　介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第七十二号）】と概ね同じです。

　　　 【問合せ先】

加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係

TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｅ-mail:fukushi@city.kakogawa.lg.jp